

長崎ラグビースクール会計規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎ラグビースクール規約（以下「規約」という）第51条第3項の規定に基づき長崎ラグビースクール（以下「スクール」という）の会計処理及び出納に係る基本的な手続きを定める。

(一般会計の歳入)

第2条 一般会計の主な歳入は次のとおりとする。

- (1) スクール生の年会費
- (2) スクール生の遠征参加費
- (3) コーチ、アシスタントコーチ、顧問及びチームドクター（以下「コーチ等」という）の遠征参加費
- (4) 各市町村及び各種団体からの補助金
- (5) 代表理事が認めたその他の歳入

(年会費)

第3条 スクール生は、次の定める年会費を納入する。

- (1) 入会金 無料
- (2) 年会費（父母の会費を除く）

入校月	4～8月	9～12月	1～3月
年会費(幼) ①	8,200	4,000	2,000
年会費(小) ②	8,700	4,500	2,000
年会費(中) ③	9,200	5,000	2,000
保険 ④	800	800	800
協会登録(幼) ⑤	0	0	0
協会登録(小) ⑥	1,500	1,500	1,500
協会登録(中) ⑦	2,000	2,000	2,000
幼児合計(①+④+⑤)	9,000	4,800	2,800
小学合計(②+④+⑥)	11,000	6,800	4,300
中学合計(③+④+⑦)	12,000	7,800	4,800

2 年会費は、入校申込書を提出後、1か月以内に納入しなければならない。

3 スクール運営の状況に応じ年会費の改定が必要な場合は、理事会の議決を得て総会の承認を得る。

(遠征参加費)

第4条 合宿、各種大会及び交歓会等の遠征に参加するスクール生の参加費は、遠征ごとに徴収するものとし、一人当たりの参加費は、原則として、遠征に係る経費の総額（宿泊代及び交通費の総額）からコーチ等の参加費及び補助金等を除いた額を参加するスクール生の数で割った額を基本とする。

2 コーチ等の遠征参加費は、原則として次のとおりとする。ただし、全国大会等で高額な遠征費が必要となる場合は、事務局と父母の会が協議して決めるものとする。

- (1) 日帰り遠征 2、000円/回
(2) 宿泊を伴う遠征 3、000円/回+1、000円×(宿泊日数-1)(2日目以降)
(例) 3泊4日の場合: 3、000+1、000×(3日-1)=5、000円

(3) 遠征中の食事代は、宿泊費に含まれる場合を除き、自己負担とする。

3 現地集合とする場合または自己都合で貸し切りバスを使用しない場合の交通費は、原則として自己負担とする。(貸切バスが満席で乗車できない等、特別な事情で自家用車を使用する場合は、スクールが通行料及び燃料費を支給する)

4 保護者が遠征に参加する場合の遠征参加費は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊費 自己負担
(2) 交通費 貸切バスを利用する場合は、原則3、000円/回(小学生以下の兄弟姉妹は半額)

5 遠征参加費を徴収した後、スクール生又は保護者が遠征に参加できなくなった場合は、遠征参加費の半額を返還する。ただし、宿泊先のキャンセル料が遠征参加費の半額を超える場合には、遠征参加費からキャンセル料を差し引いた額を返還する。

(一般会計の歳出)

第5条 一般会計は、次の項目(活動)に支出する。

- (1) 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会の登録費
(2) スポーツ・文化法人責任保険及びスポーツ安全保険の掛け金
(3) ラグビー用品等の備品費
(4) グランド及び会議室等の使用料
(5) 合宿、各種大会及び交歓会等の遠征費(宿泊費、交通費、お土産代金等)
(6) 大会参加費(新春駅伝大会参加費を含む)
(7) 主催大会、交歓会開催時の大会関係費(会場設営費、相手チーム指導者の昼食代金等)
(8) コーチ等がスクール生の指導に必要な資格を取得するための補助金
(9) 慶弔費
(10) 事務費
(11) その他代表理事が認めたスクール活動に伴う経費(備品費)

第6条 前条第3号の備品費は、ボール、コンタクトバック、空気入れ等、直接ラグビーの試合、練習に必要な道具(個人装備品を除く)について支出する。

2 水分補給用ジャグ、ボトル等の備品及び飲料、補助食品、メディカルグッズ、医薬品等の消耗品は父母の会が支出する。

3 テントは、昨今の猛暑の関係で安全面を考慮し、スクールが支出する。

4 購入備品について、どちらが支出するか疑義が生じた場合は、事務局と父母の会が協議して代表理事が決定する。

(コーチ等の資格取得の補助)

第7条 第5条第8号の補助金については、コーチからの申請に基づき代表理事が認めた場合、次のとおり支出する。

- (1) 新たに新スタートコーチを取得する場合は、2、000円を補助する。

3 一般会計または特別会計が不足し、スクールの活動を継続できなくなった場合は、基金から必要な額を繰り出すことができる。この場合、次年度会計において、一般会計または特別会計から基金に繰り戻すよう努めなければならない。

4 前項及び第2項に基づき基金を支出する場合は、理事会の議決を得て総会の承認を得なければならない。

(収支予算及び決算)

第11条 スクールの事業計画及び予算書は、理事会で審議し、総会で議決する。

2 スクールの会計報告書(決算書)は、毎会計年度終了後、会計が作成し、監事の監査を受け理事会の審議を経た後、総会で議決する。

3 会計報告書は、添付領収書を含め会計年度完了日から5年間保管する。

(父母の会の経費負担)

第12条 スクールの事業に係る父母の会の経費負担については、この規則及び父母の会会則に定めるもののほか、事業ごとに協議して定めるものとする。

附則

1 この規則は、令和2年5月24日から施行する。(新型コロナウイルスの影響により定例コーチ総会が開催できず、施行日はコーチ総会当日)

附則

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。